第124号議案

財産の処分について

上記の議案を提出する。

平成19年12月19日

提出者 足立区長 近藤弥生

財産の処分について

下記のとおり財産を処分する。

記

1 財産の名称 足立区立湯河原区民保養所

2 財産の所在 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上字橋上613番1外3筆

3 財産の種類及び数量

(1) 土地 1, 421.54平方メートル

(2)建物

ア 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上5階建

鉄骨鉄筋コンクリート造平家建

イ 床面積 3,762.30平方メートル

(3) 温泉権 源泉1本

4 売払金額 175,000,00円

5 売払いの相手方 神奈川県足柄下郡湯河原町城堀207番地

株式会社フォレスト

代表取締役 石田 浩二

(提案理由)

財産を処分することについて、足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年足立区条例第1号) 第3条の規定に基づき、この案を提出いたします。